

平成 22 年度

一般社団法人 日本臨床心理士会新入会員の皆様へ

一般社団法人日本臨床心理士会総合補償制度

一般社団法人日本臨床心理士会では、東京海上日動火災保険(株)と提携して、会員の皆様を対象とした以下2つの団体保険制度を運営しております。

1. 臨床心理士賠償責任保険【全員加入型】

臨床心理士が日本国内における業務の遂行(※1)により、第三者(クライアントを含む)の生命・身体を害したり、プライバシーの侵害等による人格権侵害について会員が法律上負担しなければならない損害賠償を補償する保険です。保険料は、会費に含まれています。

※1. 補償の対象となる臨床心理士の業務は以下の6つの業務となります。

- ①臨床心理アセスメント業務②臨床心理面接業務③臨床心理的地域援助業務
- ④臨床心理学的研究業務⑤スーパービジョン業務⑥臨床心理業務の教育又は指導

2. その他の保険（任意加入）—新会員の補償期間は、

平成22年7月1日～平成23年4月1日となります。

(1) 臨床心理士賠償責任保険【任意加入型】

上記1.の全会員対象の賠償責任保険で、更に上乘せ補償を希望される会員が任意に加入できる保険です。勤務形態等に応じて4つのタイプをご用意しております。

(2) フルガード保険・医療保険(1年契約用)

「業務中・日常生活におけるケガ等」や「病気・ケガでの入院に備えるために」フルガード保険(フルガード保険特約付帯普通傷害保険)ならびに医療保険(1年契約用)をご用意しております。詳細は平成22年度新入会員様用パンフレットをご覧ください。

3. 弁護士相談制度※当会独自運営の制度であり、東京海上日動によるサービスではありません。

臨床心理士の業務の遂行に伴い、クライアントなどと損害賠償請求以外のトラブルが生じたことにより法律上の相談をしたいといった場合に、臨床心理業務に精通した弁護士に安価で相談(電話相談)できる制度です。